

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第24号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成 12 年岩手県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第 3（第 2 条関係）				別表第 3（第 2 条関係）			
保健福祉事務関係手数料				保健福祉事務関係手数料			
事 務	名 称	金 額	指定試験機 関等	事 務	名 称	金 額	指定試験機 関等
[略]				[略]			
26の 2 介護保険法第69条の 2 第 1 項に規定する研修の実施	[略]	14,000円	[略]	26の 2 介護保険法第69条の 2 第 1 項に規定する研修の実施	[略]	17,300円	[略]
[略]				[略]			
26の 6 介護保険法第69条の 7 第 2 項に規定する研修の実施	[略]	14,000円	[略]	26の 6 介護保険法第69条の 7 第 2 項に規定する研修の実施	[略]	17,300円	[略]
[略]				[略]			
26の 8 介護保険法第69条の 8 第 2 項に規定する更新研修の 実施	[略]	(1) 更新を受けよ うとする介護支援 専門員証の有効期 間内に介護支援専 門員の業務に従事 したことの無い者 に対する更新研修 14,000円 (2)・(3) [略]	[略]	26の 8 介護保険法第69条の 8 第 2 項に規定する更新研修の 実施	[略]	(1) 更新を受けよ うとする介護支援 専門員証の有効期 間内に介護支援専 門員の業務に従事 したことの無い者 に対する更新研修 17,300円 (2)・(3) [略]	[略]

[略]			
26の11 介護保険法第115条の30第1項に規定する調査事務	[略]	45,200円	[略]
27 介護保険法第115条の36第1項に規定する情報公表事務	[略]	13,800円	[略]
[略]			
48 [略]	[略]		
49 [略]	[略]		

[略]			
26の11 介護保険法第115条の30第1項に規定する調査事務	[略]	1の介護サービス (知事が2以上の別に定める介護サービスに係る介護サービス情報の調査を同時に行う場合は、1の介護サービスとみなす。)につき、37,300円	[略]
27 介護保険法第115条の36第1項に規定する情報公表事務	[略]	1の介護サービス (知事が2以上の別に定める介護サービスに係る介護サービス情報の公表を同時に行う場合は、1の介護サービスとみなす。)につき、12,000円	[略]
[略]			
48 [略]	[略]		
48の2 毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)第9条の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の合格証の再交付	毒物劇物取扱者試験合格証再交付手数料	3,000円	
49 [略]	[略]		

[略]	
168 [略]	[略]
169 [略]	[略]
[略]	

別表第5（第2条関係）

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機 関等
[略]			
20 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31	[略]	(1) 牛 420円	

[略]			
168 [略]	[略]		
168の2 薬事法第36条の4第1項の規定に基づく資質の確認に係る試験の実施	医薬品登録販売者試験手数料	17,600円	
168の3 薬事法第36条の4第1項の規定に基づく資質の確認に係る試験の合格証明書の交付	医薬品登録販売者試験合格証明書の交付手数料	3,000円	
168の4 薬事法第36条の4第2項の規定に基づく登録	医薬品販売従事登録手数料	10,000円	
168の5 薬事法第36条の4第2項の規定に基づく登録に関する登録証の書換交付	医薬品販売従事登録証書換交付手数料	2,300円	
168の6 薬事法第36条の4第2項の規定に基づく登録に関する登録証の再交付	医薬品販売従事登録証再交付手数料	3,300円	
169 [略]	[略]		
[略]			

別表第5（第2条関係）

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機 関等
[略]			
20 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31	[略]	(1) 牛 ア プルセラ病の 検査	

<p>条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。ただし、伝達性海綿状脳症に係る検査を除く。）</p>	<p>(2)～(5) [略]</p>
--	--------------------

[略]

<p>30 [略]</p>	<p>[略]</p>
---------------	------------

<p>条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。ただし、伝達性海綿状脳症に係る検査を除く。）</p>	<p>420円 <u>イ 結核病の検査</u> 420円 <u>ウ ヨーネ病の検査</u> 720円 <u>エ アからウまでの検査を同時に受ける場合</u> 1,260円 (2)～(5) [略]</p>
--	--

[略]

<p>30 [略]</p>	<p>[略]</p>		
<p>30の2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用する同法第36条の4第1項の規定に基づく資質の確認に係る試験の実施</p>	<p>動物用医薬品登録販売者試験手数料</p>	<p>17,600円</p>	
<p>30の3 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用する同法第36条の4第1項の規定に基づく資質の確認に係る試験の合格証明書の交付</p>	<p>動物用医薬品登録販売者試験合格証明書の交付手数料</p>	<p>3,000円</p>	
<p>30の4 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用する同法第36条の4第2項の規定に基づく登録</p>	<p>動物用医薬品販売従事登録手数料</p>	<p>10,000円</p>	

		30の5 薬事法第83条第1項の <u>規定により読み替えて適用する同法第36条の4第2項の規定に基づく登録に関する登録証の書換交付</u>	動物用医薬品販売 従事登録証書 換交付手数料	2,300円	
		30の6 薬事法第83条第1項の <u>規定により読み替えて適用する同法第36条の4第2項の規定に基づく登録に関する登録証の再交付</u>	動物用医薬品販売 従事登録証再 交付手数料	3,300円	
31 [略]	[略]	31 [略]	[略]		
[略]		[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。